

改定後	改定前
<p><u>第3条（表明・保証）</u></p> <p><u>1. 加盟店は、当社に対し、本規約締結にあたり、本規約締結日時点および本規約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。</u></p> <p><u>(1)行為能力</u></p> <p><u>加盟店は、適用法令上、本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること</u></p> <p><u>(2)社内手続</u></p> <p><u>加盟店は、本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令および定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること</u></p> <p><u>(3)適法性等</u></p> <p><u>本規約を加盟店が締結しまたは加盟店がこれらに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行することは、加盟店に対して適用のある一切の法令、加盟店の定款その他の社内規則に抵触せず、加盟店を当事者とする契約の違反または債務不履行事由とはならないこと</u></p> <p><u>(4)有効な契約</u></p> <p><u>本規約は、これを締結した加盟店につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること</u></p> <p><u>(5)非詐害性</u></p> <p><u>加盟店は、現在債務超過ではなく、加盟店が本規約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、加盟店の知りうる限り、本規約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと</u></p> <p><u>(6)提供情報の正確性</u></p> <p><u>加盟店が、本規約の締結にあたって、当社に提供した情報は、重要な点において正確</u></p>	

であり、かつ、重要な情報は全て当社に提供されていること	
第4条（確認事項）	第3条（確認事項）
第5条（取扱店舗）	第4条（取扱店舗）
第6条（WAON 端末）	第5条（WAON 端末）
第7条（WAON 取引）	第6条（WAON 取引）
第8条（WAON 取引後の取扱）	第7条（WAON 取引後の取扱）
<p>第9条（偽造及び変造された電子的情報の取扱い等）</p> <p>（略）</p> <p>2. 万一、加盟店が前項に定める当社への通知を怠った場合、当社は前条に定める WAON 取引金額から第13条で定める手数料を控除した精算金の内、当該取引に関わる支払を拒絶し、又は既に支払った場合は、翌取扱期間において精算する方法により、加盟店に返還を請求することができるものとします。</p> <p>3. 加盟店が第1項に定める通知を含む本規約上の義務を遵守した場合には、当社は加盟店に対し、当社が確認することができる WAON 取引金額を限度として、偽造又は変造された電子的情報に係る WAON 取引について金銭による補償を行うものとし、当該金額を含めた WAON 取引金額からこれに対応する第13条で定める手数料を控除した金額を精算するものとします。但し、当社が合理的な資料に基づき、次の各号の事実のいずれかを証明した場合には、この限りではありません。</p>	<p>第8条（偽造及び変造された電子的情報の取扱い等）</p> <p>（略）</p> <p>2. 万一、加盟店が前項に定める当社への通知を怠った場合、当社は前条に定める WAON 取引金額から第12条で定める手数料を控除した精算金の内、当該取引に関わる支払を拒絶し、又は既に支払った場合は、翌取扱期間において精算する方法により、加盟店に返還を請求することができるものとします。</p> <p>3. 加盟店が第1項に定める通知を含む本規約上の義務を遵守した場合には、当社は加盟店に対し、当社が確認することができる WAON 取引金額を限度として、偽造又は変造された電子的情報に係る WAON 取引について金銭による補償を行うものとし、当該金額を含めた WAON 取引金額からこれに対応する第15条で定める手数料を控除した金額を精算するものとします。但し、当社が合理的な資料に基づき、次の各号の事実のいずれかを証明した場合には、この限りではありません。</p>
<p>第10条（WAON の使用中止および取扱禁止等）</p> <p>1. 加盟店は、次のいずれかが生じた場合、当社が加盟店に予告することなく WAON システムを使用中止又は停止等する場合のあることをあらかじめ異議なく承諾するも</p>	<p>第9条（WAON の使用中止および取扱禁止等）</p> <p>1. 加盟店は、次のいずれかが生じた場合、当社が加盟店に予告することなく WAON システムを使用中止又は停止等する場合のあることをあらかじめ異議なく承諾するも</p>

のとします。この場合、加盟店は、第 7 条に定める WAON 取引等、WAON に係わる一切の業務ができないものとします。	のとします。この場合、加盟店は、第 6 条に定める WAON 取引等、WAON に係わる一切の業務ができないものとします。
第 1 1 条（電子的情報の送受信及び WAON 取引の売上金額の確定）	第 1 0 条（電子的情報の送受信及び WAON 取引の売上金額の確定）
第 1 2 条（WAON 取引金額の支払）	第 1 1 条（WAON 取引金額の支払）
第 1 3 条（手数料の支払い）	第 1 2 条（手数料の支払い）
第 1 4 条（WAON 取引金額の支払の取消し） （略） 2.（略） (5)第 4 条第 8 項の会員との紛議が解決されない場合 （略） 3. <u>当社は、第 1 項（4）の調査開始より 30 日を経過してもなお、疑義が解消しない場合には、WAON 取引金額の支払を拒絶できるものとします。調査が完了し、当社が当該取引金額の支払を相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該取引金額を支払うものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</u>	第 1 3 条（WAON 取引金額の支払の取消し） （略） 2.（略） (5)第 3 条第 8 項の会員との紛議が解決されない場合 （略）
第 1 5 条（届出事項等） （略） 4. <u>加盟店が第 3 条第 1 項（6）及び第 2 6 条に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。</u>	第 1 4 条（届出事項等） （略）
第 1 6 条（地位の譲渡等）	第 1 5 条（地位の譲渡等）
第 1 7 条（WAON 取引の円滑な実施）	第 1 6 条（WAON 取引の円滑な実施）
第 1 8 条（調査等）	第 1 7 条（調査等）
第 1 9 条（守秘義務）	第 1 8 条（守秘義務）

<p>第20条（中途解約） 本規約の有効期間は本規約締結の日から1年間とします。但し、有効期間満了3ヶ月前までに加盟店又は当社から何ら書面による意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とします。加盟店又は当社は、書面をもって3ヶ月前までに相手方に対し予告をすることにより本規約に基づく契約を解約できるものとします。</p>	<p>第19条（中途解約） 加盟店又は当社は、書面をもって3ヶ月前までに相手方に対し予告をすることにより本規約に基づく契約を解約できるものとし</p>
<p>第21条（資格取消） （略） (1)本規約に定める義務につき、不履行に陥り、その是正を求める書面による催告を受領するも、その後30日以内に当該不履行を解消しなかった場合</p>	<p>第20条（資格取消） （略） (1)本規約に定める義務につき、不履行に陥り、その是正を求める書面による催告を受領するも、その後30日以内に当該不履行を治癒しなかった場合</p>
<p>第22条（契約終了後の措置）</p>	<p>第21条（契約終了後の措置）</p>
<p>第24条（情報の提供）</p>	<p>第23条（情報の提供）</p>
<p>第25条（損害賠償）</p>	<p>第24条（損害賠償）</p>
<p>第26条（反社会的勢力との取引拒絶）</p>	<p>第25条（反社会的勢力との取引拒絶）</p>
<p>第27条（準拠法）</p>	<p>第26条（準拠法）</p>
<p>第28条（合意管轄裁判所）</p>	<p>第27条（合意管轄裁判所）</p>
<p>第29条（規約改定ならびに承認）</p>	<p>第28条（規約改定ならびに承認）</p>